

◆出席委員(14人)

委員長	住 田	清 美
副委員長	籠 山	恵美子
委員	高 原	邦 子
委員	野 村	勝 憲
委員	前 川	文 博
委員	澤	史 朗
委員	井 端	浩 二
委員	森	要 孝
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	谷 口	敬 信
委員	水 上	雅 廣
委員	小笠原	美保子
委員	中 田	利 昭
委員	佐 藤	克 成

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯 之 下	明 宏
市民福祉部長	藤 井	弘 史
総合福祉課社会福祉係長	丸 亀	佳 祐
総合福祉課障がい福祉係長	籠 戸	重 明
農林部長	野 村	久 徳
林業振興課長	竹 田	慎 二
林業振興課長補佐兼林務係長	檜 木	正 憲

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	畠 中	みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第26号

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(開会 午前11時00分)

◆開会

●委員長（住田清美）

それでは、ただいまから第1回総務常任委員会・産業常任委員会連合審査会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本審査会は議案第26号について審査を行ってまいります。議案の一部が産業常任委員会所管となっておりますが、併せて私、総務常任委員長のほうで議事を進めてまいります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

本審査会での審査案件は、お手元に配付のとおりです。本審査会では質疑までを行い、討論、採決につきましては、付託先であります総務常任委員会において行うこととなりますのでお願いいたします。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆議案第26号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

●委員長（住田清美）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第26号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（住田清美）

藤井市民福祉部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第26号の市民福祉部所管の条例改正についてご説明申し上げます。

要旨の6ページをご覧ください。提案理由といたしましては、飛騨市福祉事務所嘱託医の業務内容及び報酬額の整理に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等といたしましては、市独自の改正でございます。

改正の趣旨及び内容。市民福祉部所管は(2)のほうでございまして、本条例におきまして生活保護嘱託医及び特別障害者手当認定嘱託医は、福祉事務所所管事務の嘱託業務としてそれぞれ医療扶助の確認審査や特別障害者手当認定申請の医学的な申請確認を行っていただいております。特別障害者手当認定嘱託医として対応いただく案件は少なく、生活保護嘱託業務も含めて、ひと月の中で対応する一体的な業務という実態で対応をいただいております。特別障害者

手当認定嘱託医分の報酬につきましては、現在の嘱託医も辞退されていらっしゃいます。そのため役務実態に合わせた報酬区分とすることが妥当と判断いたしまして、名称を「飛騨市福祉事務所嘱託医」として両役務を1つの業務区分に統一し、月額報酬も現行の実態に鑑み、生活保護嘱託医報酬額としたいと思っております。

市民への影響等は特にございません。

施行日は、令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

続いて説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第26号の農林部所管についてご説明いたします。

4ページの条例新旧対照表をご覧ください。別表の最下段にある、その他の非常勤の職員の報酬額について、次の5ページにお進みください。最上段の「時間で定めるもの」、「1,000円以内で規則で定める額」を加えます。

次の6ページの条例関係議案要旨をご覧ください。条例の概要は、燃料や資材、猟銃の弾等の値上がりの影響により、その他の非常勤の職員「鳥獣被害対策実施隊隊員」の負担が年々増加していることから、活動実績に応じた報酬を支給し、実施隊員の負担軽減を図るため、報酬の支給方法に時間額を加えるものです。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

今の説明ですけれども、時給を加えるということは、時間を超過したり何なりしたときの算定というのは自己申告でやっていかれるんですか。タイムカードみたいなものがあるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

猟友会の方に実施隊員として例えば熊等が出たときに緊急対応で出ていただくことがございますが、これは全て自己申告という形で申告をいただく予定です。

○委員（籠山恵美子）

それに上限何時間までとか、そういう規制はないんですね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

上限は特に設けておりません。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（前川文博）

今の「時間額で定めるもの」ということで「1,000円以内で規則で定める額」とありますが、これは具体的に幾らお支払いする予定でこういうふうに書いてあるものでしょうか。どういった規則

で定めるのかも教えてください。

□林業振興課長（竹田慎二）

規則につきましては、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則のほうで定めます。金額については上限の1,000円ということで予定をしております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（籠山恵美子）

この負担が年々増加しているということの実態は、具体例があったらどんな状態なのか、この際教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□林業振興課長補佐兼林務係長（檜木正憲）

実際の負担が増えたというのは、特に今1～2年なんですけど、燃料の高騰ということでガソリン代が主なものです。それからウクライナの戦争を踏まえまして、鉄砲の弾自体が手に入りにくくなっておるんですけども、価格自体が倍近くになったということで、実際にかかる費用がかなり負担になっておるということでございます。

それから特に去年痛ましい事故がありましたが、熊の出没ということに対して緊急的に出いただくことですか、あとカモシカも増えておるんですけど、捕獲して放獣する費用も今までボランティアでやっていたものですから、その点について何とかお支払いできないかなということで、新年度から設置をして支給をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

つまりそういうことにかかる弾とか移動のガソリン、そういうものは経費として別に請求するのではなくてこの労働時間に含めてしまうということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□林業振興課長補佐兼林務係長（檜木正憲）

おっしゃられるとおり、それを含めてという形になります。

それから、実際に捕られた場合にはもともと報償金がございますが、大型動物の熊、イノシシ、鹿であれば1頭当たり3万円で報償という形でお支払いをしておりますので、その辺は従来どおり行いますし、価格についても今要綱を改正しまして平均的に値上げをさせていただいたということでございます。

○委員（籠山恵美子）

特殊性があるのでしょうか。普通だとやってくださいとお願いするものに対しては、労働対価とかかる経費というものは別々になるのではないかなと思うんですけども。例えばこれから先、弾がさらに値上がりしてほかのものも経費がかかるようになった。そしたら時給換算でそれが対価という名のもとに引き上げられてしまうのでしょうか。かかる経費は、経費で別個請求するというような仕組みにしたほうが透明ではないですか。

□林業振興課長（竹田慎二）

検討の余地はあると思っておりますが、この根拠が、猟友会が法律に基づいて鳥獣被害対策実施隊という、そういうものを組織することができるようになっておりまして、飛騨市はその実施隊の構成員が猟友会の会員であるということになっております。

設置に当たっては、隊員の報酬を条例で定めることというふうに決まっておりますが、報酬をそれに基づいて定めておるといことが今の現状でございますので、今後さらにこの負担が増えるようなことがあればまた検討してまいりたいと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（佐藤克成）

市民福祉部のほうについて質問します。今ある2つの報酬区分を1つに統一して生活保護嘱託医報酬額として1つにまとめるということですが、2つのものを1つにまとめることでしたら多少報酬額の増額があってもいいのかなと思いますが、一方の業務内容の報酬を現嘱託医が辞退されているということで改正後の月額報酬は妥当なものということでよろしいでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ここにも書かせていただいておりますけども、現在、特別障害者手当の認定嘱託医としての業務というものはほぼないと言ってもいいくらいなんです。生活保護の件数につきましても、飛騨市の場合はそれほど多くはないというような感じでございます。

したがって、嘱託医の先生からも特別このことにつきましては何も要望も出てないということ。もう1つ言わせていただきますと、特別障害者手当の認定の業務に対しても辞退されていることも鑑みて、現状どおりでいいのではないかなということで判断したというところでございます。

○委員（森要）

私も先ほど籠山委員が言われた件ですが、こちらから要請をして出てもらうものについては、報酬は報酬でいいと思うのですが、ガソリン代それから弾は必要だと思うので、これはこの報酬の中に含めずに別途需用費とかそういうところから払えばいいと思っているので、ぜひそんなふうにしてもらうといいと思うのですが、できるできないはなかなか難しいかもしれませんが、実施隊でまとめてやってもらって、出たときの分を支給するというふうでもいいと思いますし、何か検討してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

今おっしゃったとおり負担が、特にインフレも進んでいる、人材も不足している、高齢化も進んでいるということで、一方で昨年も堅果類が不作だったってこともあって熊の被害が相当増えたということで、かなり負担が増えているということは認識しております。それで、今回時間単位のものを加えたのも猟友会の皆様とお話をして、金額についても現場の声を生かしてというプロセスで決めております。

また、予算特別委員会のときの話になりますけれども、報酬についても来年度予算から銃とわ

なを持たれる方は上げたりということもしております。あと、それに応じた実費をどうするかというのは、今後しっかり猟友会の皆様の意見を聞いたりして検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員（高原邦子）

確かに籠山委員、森委員の言われることはわかるんですが、猟友会の方々でこれはこちらの弾ですとかって分けることができないところもあるのではないかなと思うんですね。今部長が説明をされて一応報酬のほうも考えているということで、経費は経費だと思うかもしれませんが、事務的なものがものすごく大変だということを結構市民の方から聞いていますので、これぐらいならしてもらわないといけないという、そういう線とかもあると思いますけど、その辺も考慮して鉄砲のお金はこれだけですか、出してくださいってかたくなに言うのではなくて、アバウトでもうしょうがないところもあるのではないかなというのもしっかりと猟友会の方々と話し合ってもらいたいと思うのですが、その辺はどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

今のご指摘もごもっともなところですよ。例えば旅費ですと車を使った場合、実費は今の規定だと1キロ当たり20円と細かく出さなければいけないということとか、地域でやっていただく国の事業なんかもそうなんですけど、そこ課題なんですよ。なので、その辺りも簡素化を含めて、まずはしっかり猟友会の方々の意見を聞いて段階的によりよい方向に、これと決めるのではなくて進化させるというか、そういう進め方をしていきたいというふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

大変なのは大変でしょうけど、社会人というものはどんな組織にいても、グループにいても、今日移動しましたって言ったらちゃんと交通費は日額でちゃんと精算するものですし、そんなに大変ではないと私は思うんです。それよりも、やはり行政が絡んで税金から出るお金になるとすれば、例えば弾だったら、1箱に幾つ入っているのかわかりませんが、ボックスで支給して、それがなくなったら請求するみたいなやり方があると思うんですよ。1個、1個渡して何個打ちましたなんていうそんなことでなくてもやってけると思います。

例えば猟師さんが2人いて、1人はどんどん打ってやったけど、1人はあまり打たないけど1発で当たったみたいな、その成果で弾をどう使ったかってやっていくんですかみたいな話になってしまうので、行政が絡んでいる以上は、透明にするにはどういうやり方が一番いいのかなと考えていただきながら、最初は報酬という形でアップするということがいいかもしれませんが、どの社会でもやっていることなので、将来的にはきちんと報酬とそれにかかった対価というのは別に精算ができるという、ちゃんと成熟した会にならないと駄目ですよ。その辺りはぜひ要求したいと思いますが、将来的にいかがですか。

□農林部長（野村久徳）

どちらもおっしゃるとおりなんですよ。もちろん会計処理をしっかりとすることは当然前のことで、そのためには書類等もしっかり整えていただくということも大事ですし、それはそれでしっかり議論を進めると。一方で実費がいいのか、あるいはその他の補助金なんかも交付金とか定額補助とかいろいろありますけれども、政策的にしっかりとバランスを取って配慮して検討していくということでございますので、そのようにご理解いただければと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

冒頭で申し上げましたように、本審査会で審査した議案の討論、採択は、付託先であります総務常任委員会で行いますのでお願いいたします。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上をもちまして、第1回総務常任委員会・産業常任委員会連合審査会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時20分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 住田 清美